

平成24年度総務省調達改善計画の骨子（案）

総務省では、これまでも行政効率化の観点に立った調達に努めてきたところであるが、平成23年4月にとりまとめられた「公共サービス改革プログラム」（行政刷新会議公共サービス改革分科会）において、調達改善の具体策やPDCAサイクルの確立等が提言されたことを踏まえ、手続の透明性や公正性を確保した上で、財・サービスの性質に応じて、より良いものを、より安く、より簡単に、適時に調達することを目指して、本改善計画を策定する。

平成24年度においては、平成22年度及び平成23年度の調達実績を踏まえ、公共サービス改革プログラムにおいて提言されている調達改善策に照らして改善の余地が大きいと考えられる以下の分野に重点的に取り組むこととする。

1. 調達改善の取組内容

(1) 調査研究事業に係る調達の見直し

- ・ 契約方式の適正化

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

- ・ 共同調達の拡大

(3) 競り下げの試行の拡大

(4) 随意契約・一者応札の見直し

(5) その他の取組み

- ・ 水道料金の支払いに係るカード決済の導入
- ・ 少額随意契約の件数及び額の管理
- ・ 政府調達事例データベースの有効活用
- ・ 通信回線契約に係る事務効率化及びコスト軽減対策

2. 進捗把握・管理

調達改善計画の進捗状況については、月毎を基本として随時とりまとめる。なお、見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。

3. 自己評価の実施

上半期終了時点ならびに、年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

4. 調達の推進体制

(1) 推進体制の整備

会計課職員を中心とし、必要に応じ関係部局職員により構成する実務担当チームを設置する。

(2) 外部有識者の活用

【機密性 2 情報】

問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から契約監視会の外部有識者の意見を求める。なお、調達改善計画の作成時及び結果については、予算執行監視チームに概要を報告するものとする。

(3) 実務担当チーム会合

チームは、必要に応じ随時会合を開催する。

5. その他

(1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 計画の見直し

指針の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行うものとする。